



NPO法人長崎被害者支援センター ニュースレター

平成16年4月 Vol. 1

理事長挨拶

塩飽 志郎

長崎被害者支援センターが発足して、1年が経過しました。この間、物心共にご支援いただいた会員の皆様、長崎県や長崎県警察本部そして善意で支援して下さった多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

私が本センターの理事長をお引き受けしたのは、数年前、ある強姦事件の国選弁護人を引き受けた時の体験からです。その事件の被害者はまだ15才で、何の落ち度もないのに、犯人の行為は、それはそれは醜い獣欲そのものでした。

第1回公判の日、検察官が起訴状に続いて冒頭陳述を読み上げていました。内容がだんだん犯行の核心に迫った時です。傍聴席でたまりかねた被害者の父親が、むっくり立ち上がったのです。おもむろに被告人に近づいたかと思うと、突然、「殺すッ」と叫び、なおも被告人に近づこうとしたのです。さすがに、裁判長の指揮で刑務官に抱きかかえられながら、室外に出されましたが、その時の怒りに震えた父親の表情。

私は、それまでも、弁護人として犯罪者被告人の弁護・弁論に傾くあまり、被害者やその家族を慮る気持ちが欠けることのないよう注意してきたつもりでしたが、その光景を見て、目の覚める思いでした。

本センターは、不幸にして犯罪や交通事故などの被害に遭われた人や、そのご家族などに、心理的に社会的にさらには人生そのものを回復できるよう、支援活動を行う民間の団体です。

この1年間、毎週土曜日、訓練を受けた相談員による電話相談を続けてきました。また、この1年間、長崎県においては、不幸にして佐世保市での集団暴行事件や長崎での幼児殺人事件のような痛ましい事件がありました。他の機関と連携して、それなりの直接支援もできました。

これからより一層、プライバシーを尊重しつつ、迅速さ、適切さを追求して支援活動を進めていきたいと思っております。皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

被害者支援の必要性

副理事長 山本 泰子

私は平成11年11月25日、飲酒運転の男性により、学校から帰宅途中の当時高校3年生だった息子の命を奪われました。月日の流れを感じると共に息子への想いも強くなり、悲しみが深くなっていることを感じています。そして、月日が経つことが、こんなに残酷なものだと改めて感じています。

私も被害者遺族の立場になる前までは、被害者がどのような悲惨な状況に置かれているのか知りませんでした。被害に遭った後、国や社会の支援を受けながら、被害者やその家族は一致団結して、愛する家族を失った悲しみ、被害を受けた苦しみを背負いながらも家族同士が助け合い、以前と同じ様な生活が出来ると思っていたのですが、現実は違いました。

残された家族は、我が子を失った悲しみ、苦しみは同じようにあります。でも、悲しみ方や苦しみ方が人それぞれ違うことで「私は悲しみや苦しんで、そんなこと出来ないのに、どうしてあなたは出来るの」等と家族一人一人をお互い、非難し合っていました。

また、司法の不条理を知り、その怒りをぶつける所もないために、お互いにぶつけてしまい、本来なら一番支え合わなければならない家族でさえも傷つけ合いながら、壊れてしまってもおかしくないと感じました。

日常生活のリズムさえも狂ってしまいます。今までためらいもなくこなしてきた家事でさえも出来なくなってしまうのです。食事を作ることで、亡くなった者への悲しみが強くなり、料理に使う材料や調理の順番さえも分からなくなってしまうのです。

季節感も失い、これから先、どの様に生きていけばいいのか分からず、周りの励ましの言葉さえも素直に受け止めることが出来ない自分の未熟さを感じ、生きていく価値さえ自分にはないと思ひこみ、周囲の人たちから孤立感を深め追いつめられていきました。

また、支援の手を差し伸べてくれない社会に信頼感を失い、司法の不条理を知り、国への絶望感を強く心の中に抱いてしまうことを強く感じてきました。この様なことを、いろんな被害者の方とお話する度に多くの被害者が同じ境遇に置かれていると感じました。

この様な被害者として通念する心理の落差を埋めるためには、事件に関する情報提供をしてもらうとともに、被害者が抱え込む悲しみや怒りなどの感情は当たり前のものであって、立ち直るには長い時間が誰でも必要であることを教えていただければ被害者は安心することができます。そして、専門職の方、支援者から適切な支援を受けることが出来れば社会への信頼感も取り戻すことができます。

そのためにも、身近な所で被害者の方に支援の手を差し伸べることの必要性を強く感じ、現在、長崎被害者支援センターに所属させていただいております。私たちが被害者遺族となった頃は、支援を求めて東京まで行かなくてはならない状況でしたが、今は専門職の先生方や支援者の協力で長崎県にも支援センターが設立して一年という月日が過ぎようとしています。

今のところ、長崎被害者支援センターでは、被害者や遺族の方々の電話相談、専門職の面接相談、または被害者や遺族の方々の身近な人たちなどの相談が行われており大変心強くなりました。

被害者の立場で考えますと、被害者に対し早期の生活支援や裁判などの付き添いなどの直接支援や事件直後の危機介入などの必要性を強く感じています。それには、協力してくれる支援者の存在と長崎県の協力、経済的基盤の整備が不可欠です。今では「不法な行動

で人生を一変させられた人々を個人的問題としてではなく、社会的問題として考えなくてはいけない」という考えが強くなっています。長崎県も犯罪被害者問題を社会的問題として受け入れてくださることで、充実した支援活動が深まり、被害者も長崎県に信頼感を持つに至ると同時に、一日を生きていく力を取り戻すことでしょう。

長崎被害者支援センターとは、被害者のためのセンターであることはもちろんのこと、次の世代にも住みやすい社会への掛け橋であると思っています。

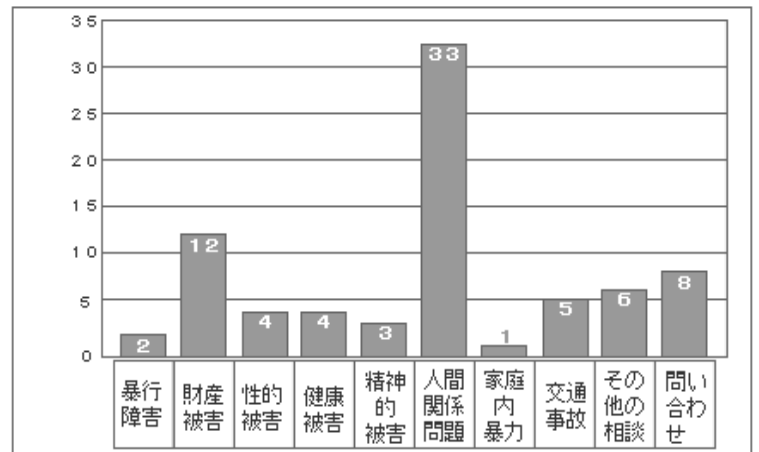
活動状況

平成15年度（平成15年4月～平成16年2月）

電話相談

センターへ寄せられた電話相談件数は**78件**で、そのうちご本人からの電話は約8割、ご家族からは約1割となっています。

相談内容については、近隣者とのトラブルや会社での人間関係などが一番多く、他では聞いてくれなかった思いを聞いてほしいというケースが多かったようです。



電話相談受理状況

面接相談

電話相談の後、引き続き、弁護士や臨床心理士等による面接相談に移行したり、他機関からの紹介でカウンセリングを行った件数は**33件**です。

また、殺人事件のご遺族のお宅を訪問し、話し相手となったり、様々な手続きや制度についてのアドバイスも行いました。

法廷付添

裁判傍聴の際の付き添いは**12件**です。不安解消のため遺族に付き添い、様々な手続き面でのサポート、取材に訪れた記者からの保護や対応などを行いました。

ボランティア電話相談員からの報告

研修会参加結果

相談員 A

2月末日、福岡で開催された、全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会に参加させていただきましたので報告いたします。

第1分科会では「DV被害者の心理と事例対応」について学びました。1年間の活動の中で、私は1件のDV被害の相談を受けたことがあります。加害者である配偶者のいない隙を狙い、やっとの想いでセンターに電話してきたその声は、私には大変悲痛なものに感じられたのを胸に参加しました。DV被害は、被害者にとって加害者がよく知っている人間であるという点から、独特な心理状態を生み出します。そのことをくみ取りながら、相談に応じることは難しいことだと、体験と報告により実感しました。特にDV被害では、相談電話の中でも緊急性を要するケースもあるため、避難シェルターをセンター自信で持てたらという声や、ある県では3万円を上限に逃げ込み先確保のための宿泊システムを持っているとの報告もありました。

長崎では現在、被害感情の受け止めと、場合によっては適切な相談機関に紹介することが主ですが、土曜日に相談日を開設している関係上、相談機関が公的な場合、休みのこともあり、なかなか対応出来ない現状にあります。そのことを考えると長崎も何かしらのシステムを持っておくべきか否か、もしくは土曜日以外の相談日を2年目あたり考えていくべきかが今後の課題だと感じました。

第2分科会では「事件遺族への支援」を学びました。「えひめ丸沈没事故」遺族への保健師の関わりは、宇和島の家庭を訪問することから始まり、地道で長期に渡るものであったことが研修の中で話されました。

この分科会には多くの被害者遺族の方々が参加されており、大変貴重な意見を聞けたと思っています。特に専門家の支援の必要性について議論が交わされた時、「専門家にこだわらない些細な支え。人として対等に接してもらうことが大切だと思う」と多くの被害者遺族の方々が話されていました。

被害者支援に関わり始めて、まだまだ間もない私ですが、専門家ではない私が出来る少しの支えを、今後見だせていけたらと感じました。

土曜の相談日、1年経った今でも、緊張しながら相談電話の机に向かう私があります。この緊張は何年経っても持ち続けていたいという思いとともに、緊張の中にも支援に参加出来ていることを誇りに、活動していきたいという思いを持って、学ぶことの多かった研修会でありました。ありがとうございました。

ボランティア電話相談員から一言

この一年を振り返って

相談員 B

私が長崎被害者支援センターの相談員として活動を始めてから、早いもので一年が経とうとしています。

この一年という節目を迎えて自己の反省と新たなる決意とともに、皆様に相談員の存在を知っていただきたいという願いを込めて、散文、乱文ながら一筆取らせていただきます。

昨年四月より長崎県においても被害者支援の一環として電話を介した被害者相談業務、すなわち電話相談が始まりました。

「被害」とは誰もが遭遇する可能性を秘めており、予期せぬうちに突然襲ってくるものです。それだけに、物質的・肉体的な面も然ることながら心理的・精神的にもながく大きな傷を残します。

当初、私はこのような被害に遭われた方に対して「相談を通じて何かをしてあげなくては。」という意識がとても強く出ていました。しかしながら、一年間の電話相談活動を通じて、私の意識は「被害者自身が生活の中で心身ともに回復する過程を手伝わせてもらうためにも、まずは、どんなことでもいいですから話を聞かせてください。」というふうに変容してきたように感じます。

また、「被害者」と一括りにすることは避け、一人の人間として接することも忘れないよう留意しています。「被害・被害者」という概念がひとり歩きしすぎるとその人の人間性・問題の本質を見失い、上辺だけの支援に陥る可能性が高くなると考えているからです。

なにやら、抽象的になりすぎましたが、最後に一言書かせていただきます。

私自身、相談員としての経験・教養ともに十分ではなく、日々反省するばかりなのですが、自分自身を励ますためにも当事者の方からいただいた言葉を引用させていただきますと思います。

「何よりも大切なものは、人間性だよ」

必ず大切にします。

長崎被害者支援センター相談電話

☎ 095 - 820 - 4977

毎週土曜日 13:00 ~ 16:00

(相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します)

電話相談員が新たに認定されました

被害者の現状や精神医学・法律などを学び、電話相談実習を昨年から約1年間、行ってきた2名のボランティアの方が、平成16年度から新たに電話相談員として被害者の方へのサポートを行うこととなりました。

10月3日は「犯罪被害者支援の日」です

全国の民間被害者支援団体が加入している「全国被害者支援ネットワーク」によって、昨年から10月3日が【犯罪被害者支援の日】と制定されました。全国的に被害者支援の気運を盛り上げる趣旨で制定されたものです。

賛助会員募集

長崎被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。

私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。相談員はボランティアとして活動していますが、相談員の養成・研修・広報啓発活動・事務局の運営等に経費を必要とします。ご賛同いただける新規会員の入会またはご寄付をお待ちしています。

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

賛助会員（年会費）個人 1口 1,000円以上
団体 5口 5,000円以上

振込口座（郵便振替）

口座番号 01730-8-102986

加入者名 長崎被害者支援センター